

ぎふ若者定着奨学金返還支援制度 市町村による上乗せ支援

ぎふ若者定着奨学金返還支援制度では、企業が設定した支援金額に、**さらに市町村が支援金額を上乗せ**することができます。

令和7年度は、**羽島市**と**下呂市**がこの取組みに参加しています。支援を受ける要件は下表のとおりです。

(市町村の支援を受ける手続き)

- ・市町村の支援を受けたいときは、登録申請書（様式第1号）の「市町村の上乗せ支援」欄に記載してください。
- ・既に登録者である場合は、ぎふ奨学金返還支援ポータルサイトの「お問い合わせ」からご連絡ください。市町村の審査を経て、改めて認定書をお送りします。

参加市町村	上乗せする支援金額			就業地要件	居住地要件
羽島市	区分	支援金額	上乗せ金額	・岐阜県内の事業所で就業すること。	・羽島市内に住民票を有し、居住していること。
	大学、大学院、 高専 専攻科	150万円	30万円		
		100万円	20万円		
		60万円	10万円		
	短大、高専、 専修学校専門課程	75万円	15万円		
		50万円	10万円		
		30万円	5万円		

参加市町村	上乗せする支援金額			就業地要件	居住地要件
下呂市	区分	支援金額	上乗せ金額	・ 下呂市内の事業所で就業すること。 ・ 下呂市内での就業期間の計算は、「ぎふ若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱」第12条第1項の規定に準じる。	・ 下呂市内に住民票を有し、居住していること。
	大学、大学院、高専 専攻科	150万円	40万円		
		100万円	30万円		
		60万円	20万円		
	短大、高専、専修学校専門課程	75万円	20万円		
		50万円	15万円		
		30万円	10万円		